

○新見市自主防災組織設置要綱

平成23年9月16日

告示第104号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、新見市（以下「市」という。）が推進する自主防災組織（以下「組織」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置規模)

第2条 組織の規模は、地域の実情により住民の連帯感に基づいて防災活動を行い得る範囲で編成するものとする。

(活動の内容)

第3条 組織は、次に掲げる平常時の活動及び災害時の活動を行うものとし、効果的な活動を行うため、各項目について具体的な計画を策定するものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集及び伝達体制の確立に関すること。
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施に関すること。
- ウ 地域内の安全点検に関すること。

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火の実施に関すること。
- イ 救出救助の実施及び協力に関すること。
- ウ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- エ 集団避難の実施に関すること。
- オ 炊き出し、援護物資の配分等の避難所の管理運営に関すること。

(組織の編成等)

第4条 組織の編成及び役割分担は、次の表に掲げる事項を参考に各組織の実情に即して決めるものとする。

役員	班名	役割
会長	情報班	情報の収集、伝達等
副会長	避難誘導班	住民の避難誘導等
会計	消火班	消火器具等による初期消火
班長	救出救護班	負傷者の救出救護
	給食給水班	給食、給水活動等

2 前項の規定による組織の編成がなされた場合又は設立された組織が再編された場合は、その組織の長は、自主防災組織設立（変更）届（別記様式）を市に提出するものとする。

(組織の名称)

第5条 組織の名称は、「〇〇地区自主防災会」とする。

(組織の活動等)

第6条 組織の活動・運営は、原則として組織の自主自立によるものとする。

(新見市地域防災計画との関係)

第7条 災害時における機能を高めるために、組織を「新見市地域防災計画」へ掲載し、明確に位置付けるものとする。

(連絡協議会)

第8条 組織間相互の情報交換及び連絡調整を図るため、連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会の組織運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(広報及び防災教育)

第9条 市は、組織の設置推進を図るため、防災関係機関との連携を図りながら、次に掲げる活動を実施するものとする。

(1) 広報活動 隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るため広報活動を実施する。

(2) 防災教育 地域の区長等のリーダーを対象として組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の普及を図るため防災教育を実施する。

(市の助成)

第10条 市は、組織の基盤づくり及びその活動を促進するため、組織に対し予算の範囲内で必要な助成を行うものとする。

(1) 防災訓練その他の活動に対する支援

(2) 資機材等の支援

(3) 防災教育の実施

(4) 活動に対する助言及び指導

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。